

## 茨木市農業用機械貸与事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内の集落における農家で組織される団体（以下「実行組合」という。）の中で集団での営農を行う組織（以下「集落営農組織」という。）に対し、農業用機械の貸与（以下「貸与機械」）を行う事により、作業規模の拡大、農作業の効率化を促進し、もって営農活動の継続性を高め、遊休農地の解消や発生防止及び農業者の負担軽減を図ることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2 貸与対象者は、下記の要件をすべて満たす集落営農組織とする。

- (1) 構成員が属する実行組合の組合員数の3分の2以上が加入し、かつ加入者が所有する農地が当該実行組合に属する農家が有する農地の2分の1以上あること。
- (2) 定款又は規約を定め、定時総会を開催していること。
- (3) 組織が運用する通帳を作成し、組織として農業生産や農作業の受託及び農産物販売を行っていること。
- (4) 現に1ha以上の農地を受託し、かつ、受託した農地が遊休化していないこと。
- (5) その他市長が適当と認める者

### (貸与対象農業用機械)

第3 貸与機械の種類及び選定基準は、別表のとおりとする。

### (貸与手続)

第4 貸与機械の貸与を受けようとする集落営農組織は、茨木市農業用機械貸与事業申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨木市農業用機械貸与事業契約書を申請者と締結し、市は予算の範囲内で作業内容に適した農業用機械を購入する。

3 複数の者から申請があったときは、市長は、必要な調整を行うことができるものとする。

### (賠償保険の加入)

第5 申請者は、対人及び対物賠償保険に加入しなければならない。

### (貸与期間)

第6 貸与期間は、申請者が貸与機械の引渡を受けた日から10年間とする。

### (貸与料)

第7 貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸与機械の購入費の100分の

5を年間貸与料として、貸与期間中、毎年支払うものとする。ただし、契約初年度は貸与料の額を12で除して得た額に貸与期間の月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額と、最終契約年度は残りの貸与料を支払うものとする。

2 解約の場合、違約金として、残り期間の貸与料全額を一括で支払う。

（貸与料の請求）

第8 市長は、毎年度初めに、借受者に対し、茨木市農業用機械貸与事業貸与料請求書（様式第2号）により通知する。ただし、契約初年度は契約締結後、速やかに通知する。

（貸与料の支払い）

第9 借受者は、前項の規定により、貸与料を請求された場合、通知日から30日以内に貸与料を納入するものとする。

（貸与機械の搬送及び管理等）

第10 貸与機械の引取り及び返却に係る搬送は、市職員の立会いのもと、借受者が行うものとする。

2 貸与機械の管理について、適切な保管場所（建屋）を確保する。

3 借受者は、貸与機械を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

4 借受者は、貸与機械を農作業以外に使用してはならない。

5 借受者は、貸与機械を滅失してはならない。

6 貸与期間中のメンテナンス、修理、燃料代及び潤滑油代等維持管理に係る経費については借受者が負担するものとする。

（報告等）

第11 借受者は、貸与機械作業報告書を毎年2月末に、保険証書の写しを加入後速やかに市長に提出しなければならない。

（貸与の取消し）

第12 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与事業契約を取り消し、貸与機械を返却させることができる。

(1) この要綱及び貸与事業契約書に違反したとき。

(2) 貸与機械を1年以上、使用しなかったとき。

(3) 借受者が虚偽その他不正な行為により貸出しの承認を受けたとき。

(4) 借受者に対して第三者から差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき。

(5) 営農組織の解散決議がなされたとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

（貸与機械の譲与及び返却）

第13 貸与期間が満了したときは、借受者に貸与機械を譲与するものとし、借受者は茨木市農業用機械貸与事業貸与機械譲与申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、借受者に対し、茨木市農業用機械貸与事業機械譲与決定通知書(様式第4号)により通知する。

3 第12の規定により、貸与事業契約を取り消したときは、借受者は速やかにメンテナンスを行った状態で返却するものとする。

(損害補償等)

第14 借受者が、紛失、盗難、火災又は風水害等によって貸与機械を滅失(修理が不能又は著しく困難な場合を含む)した場合は、本契約は終了するものとし、購入額の75%に相当する額のうち、既に支払われた貸与料を差し引いた額を直ちに支払うものとする。ただし、貸与機械の滅失が甲の責めに帰するものである場合は、この限りでない。

2 貸与機械の搬送若しくは管理又は農作業において発生した事故及び傷病について、市はその責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成30年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

別 表 (第3関係)

| リース機械名 | 受託面積       |            |             |        |
|--------|------------|------------|-------------|--------|
|        | 1ha以上3ha未満 | 3ha以上5ha未満 | 5ha以上10ha未満 | 10ha以上 |
| トラクター  | 15～24ps以下  | 25～34ps以下  | 35～54ps以下   | 左記以上   |
| 田植機    | 4条植以下      | 5条植以下      | 左記以上        | 同 左    |
| コンバイン  | 2条刈以下      | 3条刈以下      | 4条刈以下       | 左記以上   |